

30年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	存在 不 存 在 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	H30. 11. 22	H30. 11. 29	平成29年分政治資金収支報告書に添付して提出された領収書の写し	88	1				1		1										<ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 	選挙管理委員会事務局 総務課